

中央公園
指定管理者募集要綱

令和8年10月
湯沢町

目 次

第1 趣旨	1
第2 施設の概要	
1 名称及び所在地	1
2 設置目的	1
3 施設の規模等	1
第3 管理の基本的内容	
1 指定管理者が行う業務の範囲	1
2 指定期間	1
3 利用料金	1
4 利用料金の減免及び還付	2
5 指定管理料	2
6 管理の基準等	2
7 関係法令等の遵守	2
第4 応募に関する事項	
1 応募者	2
2 申請方法	3
3 提出書類	3
4 事業計画書の記載内容	4
5 留意事項	4
第5 指定管理者の候補者の選定	
1 選定方法	5
2 選定基準	5
第6 指定管理者の指定及び協定の締結	
1 指定管理者の指定	5
2 協定の締結	5
3 その他	6
第7 その他	
1 施設の説明会の実施	6
2 質問事項の受付	6
3 連絡先及び申請書等提出先	6
4 別添書類の一覧	7
5 別添資料の一覧	
有料公園施設の利用料金表	8
有料公園施設の減免割合	11

第1 趣 旨

この中央公園指定管理者募集要綱は、中央公園（以下「本公園」という。）の管理について、住民サービスの向上と経費の節減等を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び湯沢町都市公園条例（昭和63年条例第14号。以下「条例」という。）第14条の2の規定により、指定管理者の募集を行うため必要な手続き等を定めたものです。

第2 施設の概要

本公園は、都市公園法（昭和31年法律第79号）の規定に基づく都市公園です。その概要は次のとおりです。

1 名称及び所在地

名 称 中央公園

所在地 湯沢町大字神立字野首628番地1他及び大字土樽字下中子151番地1他

2 設置目的

本公園は、利用者の福祉増進と健康促進を図るとともに湯沢町の（以下「町」という。）観光振興に寄与することを目的として、利用者にスポーツ及びレクリエーションの場を提供するため、都市公園法及び条例の規定に基づき設置されたものです。

3 施設の規模等

供用面積	204,300 m ²
公園の種別	総合公園
主な施設	湯沢カルチャーセンター 湯沢レジャープール<オーロラ> スポーツ施設及びその他施設

第3 管理の基本的内容

本公園の管理の基本的な内容は、次のとおりです。

1 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 本公園（備品等を含む。）の維持管理に関する業務
- (2) スポーツ施設及びレクリエーション施設（以下「スポーツ施設等」という。）の利用の許可及び利用料金に関する業務及び利用促進業務
- (3) 緑化推進に関する業務
- (4) 本公園の管理業務の経費に関する業務
- (5) 上記業務に付帯する業務

2 指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間

3 利用料金

本公園のスポーツ施設等の利用料金は、指定管理者の収入となります。なお、利用料金の額は、条例第15条第3項により、条例に定める額の範囲内で指定管理者が町長の承認を得て定めるものとなります（第7の5 別添資料）。

4 利用料金の減免及び還付

指定管理者は、条例第15条第5項の規定に基づき、利用料金の一部又は全部を減免することができます。また、既納の利用料金については原則として還付しないものとしますが、条例第19条第1項及び第2項の規定に基づき還付することができます。

5 指定管理料

本公園の管理に係る全ての経費は、利用料金収入及び町が支払う指定管理料をもって充てるものとします。指定管理料は、指定管理者が提出する収支計画書を基本とし、次に掲げる額の範囲内とします。

指定管理料の上限：75,000,000 円

指定管理料の額及び支払方法は、指定管理者が提出する事業計画書及び収支計画書に基づき、町と指定管理者が協議し、双方で締結する年度協定において定めます。

なお、決算の結果により欠損金が生じた場合、原則、不足分は指定管理者の責任において補填するものとします。また、剰余金が生じた場合は、100万円までは指定管理者の収入とし、それを超えた額については、2分の1を指定管理者の収入とし、2分の1を納入金として決算額が確定したのち速やかに町に納入するものとします。

事業所得税の課税対象となる場合は、指定管理者において対応するものとします。

6 管理の基準等

本公園の管理の基準その他の管理に必要な事項は、業務基準書によるものとします。

7 関係法令等の遵守

本公園の管理に当たっては、次の関係法令を遵守してください。

- (1) 都市公園法（昭和31年法律第79号）
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- (3) 湯沢町都市公園条例（昭和63年条例第14号）
- (4) 湯沢町個人情報保護条例（平成17年条例第3号）
- (5) 施設、設備の保守点検に関する法令
- (6) その他関係法令

第4 応募に関する事項

1 応募者

応募者は次のいずれかに該当することが必要です。

(1) 応募資格

ア 中央公園の指定管理者には公募の公示の日（令和8年10月23

日）現在、町に主たる事業所を有している法人その他の団体（以下「法人等」という。）が応募することができます。法人格の有無は問いませんが、個人は応募できません。

イ 複数の法人等がグループを構成して応募する場合は、次のとおりとします。

- ① グループの代表団体を決めてください。他の団体は構成団体とします。なお、代表団体は上記アに該当する法人等とします。

- ② 代表団体の代表者をグループの代表者とします。
- ③ 同一の法人等が複数のグループに同時に所属して応募することはできません。

(2) 応募者の制限

応募者は次のすべての条件を満たしていなければなりません。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に該当する法人等でないこと。
- ② 町の指名停止を受けている期間中の法人等でないこと。
- ③ 地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消された法人等でないこと。
- ④ 国税及び地方税の滞納がない法人等であること。
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定があった法人等でないこと。
- ⑥ 法人等の役員に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。
 - (ア) 破産者で復権を得ない者
 - (イ) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - (ウ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員

2 申請方法

申請書その他の提出書類を、第7の3の提出先まで持参又は簡易書留により郵送してください。なお郵送の場合は、提出期間内必着とします。

- (1) 提出期間 令和8年10月26日（月）から11月13日（金）まで

3 提出書類

申請する法人等又はグループ（以下「申請者」という。）は、町が指定する様式で次の書類を提出してください。なお、町が必要と認める場合は、追加して書類の提出を求めることがあります。

書類名	提出部数	留意事項
指定管理者指定申請書	正 1 副 7	
グループ構成員表	正 1 副 7	グループによる申請の場合に提出
事業計画書	8	
法人等の概要	8	
誓約書	正 1 副 7	
添付書類		
定款又は寄付行為	8	又はこれらに類するもの
法人登記簿謄本又は登記事務証明書	正 1 副 7	法人でない場合は、代表者の住民票の写し

	貸借対照表及び損益計算書（過去3年度分）	8	法人でない場合は、収支報告書
	納税証明書	正 1 副 7	直前の事業年度のもので、法人税（法人でない場合は、所得税）、都道府県民税、町税、消費税及び地方消費税

4 事業計画書の記載内容

事業計画書は、業務基準書を参考にして、次に掲げる事項について記載してください。

- (1) 管理の基本方針
- (2) 管理業務の実施計画
 - ア 維持管理業務を適切に行うための手法
- (3) 公園施設利用の実施計画
 - ア 利用に関する業務を適切に行うための手法
 - イ 利用促進に向けた取組み
 - ウ 平等な利用を確保するための手法
 - エ 施設を効率的に利用するための手法
 - オ 利用料金の設定と考え方
 - カ 利用者満足度を把握するための手法
 - キ 自主事業の実施計画
- (4) 経費の縮減のための取組み
- (5) 収支計画（自主事業を除く）
- (6) 管理体制
 - ア 職員配置と責任体制
 - イ 緊急時の体制
 - ウ 利用者の安全対策
- (7) 個人情報の保護に対する取組み
- (8) 環境への配慮
- (9) 地域との連携、地域貢献
- (10) 湯沢町総合型地域スポーツクラブ「ユースポ！」との連携

5 留意事項

- (1) 無効又は失格

次に掲げる場合には、無効又は失格となることがあります。

 - ア 申請書その他の提出書類の提出先、提出方法及び提出期限が守られなかった場合。
 - イ 提出書類に、記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。
 - ウ 提出書類に、申請者が記載すべき事項以外の事項が記載されている場合。
 - エ 提出書類に、虚偽の内容が記載されている場合。
- (2) 重複申請の禁止

申請1団体（グループ）につき1申請とします。複数の申請はできません。

(3) 申請内容変更の禁止

提出書類の内容を変更することはできません。（軽易なものを除く。）

(4) 提出書類の取扱い

事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、町は指定管理者の指定の公表等に必要な場合には、事業計画書等の内容が無償で使用できるものとします。

(5) 申請の辞退

申請後に申請を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出してください。

(6) 費用負担

申請に要する経費等は、すべて申請者の負担とします。

(7) 情報公開

提出書類は、情報公開の請求により開示することがあります。

第5 指定管理者の候補者の選定

1 選定方法

選定にあたっては、湯沢町公の施設に係る指定管理の手続等に関する条例施行規則第2条の規定に基づき湯沢町が設置している湯沢町公の施設に係る指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）により、業務の基準や募集要綱（以下「本要綱」という。）の審査基準の検討を行うとともに、本要綱に基づき法人等から提案された提案書について検討し、第1候補者の選定を行います。

2 選定基準

指定管理者は、公の施設としての目的を果たすという社会的責務を有することから、選定委員会においては次のような選定基準を設けて総合的に判断します。

- ア 施設の目的を達成できるものであること
- イ 法人等が運営に当たって社会的役割を果たすこと
- ウ 利用者に平等な利用が確保できるものであること
- エ 施設の効率的な利用や、経費の節減が図られるものであること
- オ 法人等が事業計画の内容を安定して遂行できること
- カ 個人情報の保護が図られるものであること
- キ 関係法令の遵守や、利用者の安全が確保されること

第6 指定管理者の指定及び協定の締結

1 指定管理者の指定

指定管理者の候補者は、町議会の議決を経て指定管理者の指定を受けるものとします。

2 協定の締結

指定管理者と町は、本公園の管理に関し必要な事項等について協定を締結します。

協定は、指定期間を通じての基本的な事項を定めた「基本協定」と年度ごとの事業実施に係る事項を定めた「年度協定」とします。なお、協定の内容は、次のとおりとします。

(1) 基本協定

- ア 総括的事項

- イ 管理業務計画に関する事項
 - ウ 公園施設の利用に関する事項
 - エ 管理経費に関する事項
 - オ 職員の配置に関する事項
 - カ 事業の報告及び指導監督に関する事項
 - キ 指定の取り消し若しくは管理業務の停止又は指定期間終了後の措置に関する事項
 - ク その他必要な事項
- (2) 年度協定
- ア 管理業務の実施に関する事項
 - イ 指定管理料に関する事項
 - ウ その他必要な事項

3 その他

指定管理者の候補者が、指定管理者の指定までに次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、町は、指定をせず協定を締結しないことがあります。

- (1) 指定管理者の候補者の経営状況の急激な悪化等により、管理業務の履行が確実でないと認められるとき。
- (2) 著しく社会的な信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

第7 その他

1 施設の説明会の実施

施設の説明会を開催しますので、参加希望者は説明会参加申込書により下記 3の連絡先に申し込んでください。

なお、参加人数は、1団体（グループ）につき2名までとします。

- (1) 開催日時 令和8年11月6日（金） 午後1時30分～3時30分
- (2) 開催場所 湯沢カルチャーセンター
- (3) 申込期限 令和8年11月5日（木） 必着

2 質問事項の受付

(1) 質問方法

令和8年11月6日（金）～11月12日（木）までに、質問書に記入のうえ、下記 3の提出先に提出してください。（FAXまたは電子メールによる提出も可）

(2) 回答方法

質問書に対する回答は、質問書の提出のあった申請者のほか、説明会に参加したすべての申請者にFAXまたは電子メールで回答します。

3 連絡先及び申請書等提出先

〒949-6192 新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立300番地

担当 地域整備部 建設課 維持管理係

電話 025 - 784 - 4852（直通） FAX 025 - 780 - 6072

Mail kensetu@town.yuzawa.lg.jp

受付時間 午前8時30分～午後5時15分まで

4 別添書類の一覧

- ・湯沢町公の施設の指定管理者指定申請書
- ・グループ構成員表
- ・事業計画書
- ・法人等の概要
- ・誓約書
- ・説明会参加申込書
- ・質問書
- ・業務委託調書（付表1）
- ・収支計画書（付表2）
- ・職員配置と責任体制（別紙）

5 別添資料の一覧

- ・有料公園施設の利用料金表
- ・有料公園施設の減免割合

有料公園施設の利用料金表

- (1) 野球場、陸上競技場、南テニスコート、北テニスコート、少年野球場、運動広場、ゲートボール場、グランドゴルフ場、フットサルコート利用料金

施設名		利用料金		
		1 時間当たり	夜間照明 1 時間当たり	備考
テニスコート		1 面 1,000 円	1 面 800 円加算	
野球場		3,500 円	5,000 円加算	
陸上競技場	全面	3,500 円	夜間照明施設なし	夏期合宿期間は、個人使用とする。(大規模使用は除く。) 500 円/1 日 1 人
	トラック	2,500 円		
	フィールド	2,500 円		
	個人	(1 日) 500 円		
少年野球場		1,000 円		
運動広場		1,000 円		
グランドゴルフ場		(1R) 大人 1,000 円 子供 700 円		
フットサルコート		1 面 1,500 円		

- 注 1 専用利用、個人利用がある場合は、専用利用を優先とする。
- 2 午前 8 時以前と午後 5 時以降で夜間照明のない施設にあきがある場合、湯沢町又は南魚沼市若しくは魚沼市の利用者の利用料金は無料とする。
- 3 興業及び展示会等商行為を目的として利用する場合は、当該利用料金の 3 倍とする。
- 4 備品使用料金は、指定管理者が別に定める。
- 5 注 3 に該当しない利用目的で湯沢町又は南魚沼市若しくは魚沼市の利用者が利用する場合は、当該利用料金及び備品使用料金の 2 分の 1 とする。(冷暖房料金には適用しない。)
- 6 本表に定める利用料金の額は、消費税を含む額とする。

- (2) 湯沢カルチャーセンター利用料金

ア 専用利用

施設名		1 時間当たり	備考
アリーナ	全面	5,000 円 照明 1 灯につき 800 円加算 冷暖房 4,000 円加算	1 灯照明料込み
	ステージ	1,500 円 照明 800 円加算 スポットライト 800 円加算	

卓球場、柔剣道場	1,500 円 冷暖房 700 円加算	
小ホール	1,500 円 冷暖房 700 円加算	
会議室 1	1,000 円 冷暖房 700 円加算	
研修室 1 研修室 2 会議室 2 楽屋 選手控室	各室 700 円 冷暖房 700 円加算	

- 注 1 アリーナの使用面積が2分の1の場合は、当該利用料金の2分の1とする。
- 2 興業及び展示会等商行為を目的として利用する場合は、当該利用料の3倍とする。
- 3 備品使用料金は、指定管理者が別に定める。
- 4 注2に該当しない利用目的で湯沢町又は南魚沼市若しくは魚沼市の利用者が利用する場合は、当該利用料金及び備品使用料金の2分の1とする。(冷暖房料金には適用しない。)
- 5 本表に定める利用料金の額は、消費税を含む額とする。

イ 部分利用

施設名	種目	1 時間当たり
アリーナ	バスケットボール半面	1,300 円
	バドミントン1 面	650 円
小ホール・柔剣道場	卓球1 台	500 円

- 注 1 部分利用とは、専用利用がない場合に上記の体育施設を部分的に少人数単位で利用するもので、その都度受付窓口で利用料金を支払い使用する。
- 2 備品使用料金は、指定管理者が別に定める。
- 3 湯沢町又は南魚沼市若しくは魚沼市の利用者が利用する場合は、当該利用料金及び備品使用料金の2分の1とする。
- 4 本表に定める利用料金の額は、消費税を含む額とする。

ウ 個人利用

施設名	区分	1 回券	3 ケ月	6 ケ月	12 ケ月
トレーニング室 ランニング走路	一般	300 円	1,800 円	3,300 円	6,000 円
	高校生	250 円	1,500 円	2,800 円	5,000 円
	中学生以下	200 円	1,200 円	2,200 円	4,000 円

注 1 個人利用とは、上記の体育施設を個人単位で利用するもので、1回券はその都度受付窓口で利用料金を支払い利用する。3ヶ月、6ヶ月、12ヶ月券は、あらかじめ各利用券を購入して利用する。

2 本表に定める利用料金の額は、消費税を含む額とする。

(3) 湯沢町レジャープール

ア 1回券

区分	一般	中学生以下
屋内・屋外プール券	1,500 円	800 円
屋内プール券	900 円	500 円

注 1 1回券は個人単位とする。

2 3歳以下の幼児は無料とする。また、小学2年生までの子供の利用については、保護者同伴とする。

3 指定管理者が必要と認めた場合は、団体割引、誘客割引をすることができる。

4 本表に定める利用料金の額は、消費税を含む額とする。

イ 定期券

区分	一般	中学生以下	保護者同伴
シーズン券	6,000 円	3,500 円	6,000 円

注 1 定期券は個人単位とする。ただし、小学2年生までの子供の利用については、保護者同伴とし、保護者1人につき、当該子供2人までを含めた定期券料金とする。

2 定期券は、7月1日から8月31日までの期間とする。

3 本表に定める利用料金の額は、消費税を含む額とする。

有料公園施設の減免割合

使用団体	使用目的	減免割合	
		施設使用料	照明冷暖房料
町及び町内の学校、こども園（学校及びこども園の教職員が引率するもの）	町主催事業、学校授業、各種大会、競技会	100%	50%
町内の社会教育団体、教育委員会が認定した体育団体及び文化団体（注 1）	アマチュアスポーツ及び文化活動	100%	50%
身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者及びその者の介護者（1 人に限る。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその者の介護者（1 人に限る。） 療育手帳制度要綱（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知）の定めているところにより療育手帳の交付を受けている者及びその介護者（1 人に限る。）	湯沢町又は南魚沼市内若しくは魚沼市の利用者	100%	50%
同上	上記以外の利用者	50%	50%
その他町長が特に必要と認めた場合		100%	

- 注 1 町内の社会教育団体が施設を使用する場合、指定管理者が別に定める団体登録料を納付した団体に限り、上表の減免を適用する。
- 2 備品使用料金の減免については、施設使用料と同じとする。
- 3 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳を提示して確認を受けた者は減免申請書の提出を必要としない。